

業 務 委 託 契 約 書 （案）

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という）とは、令和 8 年度「佐賀県森林環境税」に関する県民等意識調査業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- 1 委 託 業 務 名 令和 8 年度「佐賀県森林環境税」に関する県民等意識調査業務委託（以下「委託業務」という）
- 2 委託業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履 行 場 所 県内一円

（委託期間）

第 2 条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託業務の委託料（以下「委託料」という）は、金〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除しない場合】

第 4 条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には、利息をつけない。
- 3 乙は、第 1 項の契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条に基づく担保を供することができる。
- 4 甲は、乙が委託業務契約をすべて履行したとき、第 1 項に定める契約保証金を返還するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第 4 条 契約保証金は佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第○号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第 5 条 乙は、契約書、別紙仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(契約内容の変更中止等)

第9条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(完了報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による委託業務が完了したときは、所定の手続に従って当該委託業務に係る支払金額を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

- 3 乙は、第1項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3以内の前金払の請求をすることができる。
- 4 甲の責に帰する事由により第1項に係る業務委託料が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第13条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする

（違約金）

第15条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(権利の帰属)

第 18 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は、甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第 1 項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

7 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第 19 条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第 20 条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 2 「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、当該者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者 住所 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

氏名 佐賀県農林水産部
林業課長 北川 恭浩

(乙) 受託者 住所

氏名